

# 注意事項

## 1 岡山市からの経済的な利益の供与禁止について

岡山市が寄附を行う法人に対し、寄附の代償として経済的な利益（金銭、物品など）を供与することはできません。

## 2 企業名の公表について

寄附制度及びアリーナ整備事業の透明性を図るため、ご寄附いただいた企業名を市のホームページ等で公表させていただきます。

企業名の公表を希望されない場合でも、一定の要件に該当した場合は公表させて頂きます。

公表について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

## 3 反社会的勢力ではないことの確認について

「岡山市暴力団排除基本条例」第2条第1項に掲げる団体及びその利益となる活動としての寄附はできません。

## 4 寄附金の返金について

当該寄附は、「用途を指定した寄附」としてお受けするものであり、原則として返還できないことをご了承ください。

### 【お問い合わせ】

〒700-8544

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課

TEL:086-803-1617 FAX:086-803-1768

E-mail: [sportsshinkouka@city.okayama.jp](mailto:sportsshinkouka@city.okayama.jp)